

## 社会福祉法人まちスウィング 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まちスウィングの役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 交通費は別表1により支払うものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 前々項及び前項にかかわらず、週平均5日以上業務にあたる役員に対しては、別表2により、月額報酬を支払うことができる。

4 当該報酬以外に、前々条および前条に係る支出及び実費弁償費並びに出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。

5 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

6 交通費は別表2により支払うこととする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 交通費は別紙 2 により支払うこととする。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第 6 条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて評議員選任・解任委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会（出席）以外の日において、評議員選任・解任委員の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

3 交通費は別表 2 により支払うこととする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第 7 条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

3 交通費別表 2 により支払うこととする。

(出張旅費)

第 8 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第 8 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第 9 条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改正)

第 10 条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、令和3年 8月 7日より適用する

## (役員等報酬規程)

別表1 (日額)

名 称	報 酬	交通費
理事会出席報酬等	開催時間 3時間未満 : 5,000円 3時間以上6時間未満 : 10,000円 6時間以上 : 15,000円	春日井市内 0円 愛知県内 1,000円 愛知県外 実費
評議員会出席報酬等	開催時間 3時間未満 : 5,000円 3時間以上6時間未満 : 10,000円 6時間以上 : 15,000円	春日井市内 0円 愛知県内 1,000円 愛知県外 実費
評議員選任・解任委員会出席報酬等	開催時間 3時間未満 : 5,000円 3時間以上6時間未満 : 10,000円 6時間以上 : 15,000円	春日井市内 0円 愛知県内 1,000円 愛知県外 実費
苦情対応第三者委員出席報酬等	開催時間 3時間未満 : 5,000円 3時間以上6時間未満 : 10,000円 6時間以上 : 15,000円	春日井市内 0円 愛知県内 1,000円 愛知県外 実費

別表2

名 称	報 酬	交通費	備考
理事長業務報酬等(日額)	20,000円	所得税の非課税 範囲内で実費	
理事長業務報酬等(月額)	600,000円	所得税の非課税 範囲内で実費	
理事業務報酬等(月額)	200,000円	所得税の非課税 範囲内で実費	職員との兼務がない場合
理事及び評議員業務報酬等(日額)	10,000円	所得税の非課税 範囲内で実費	
監事監査指導報酬等(日額)	10,000円	所得税の非課税 範囲内で実費	
評議員選任・解任委員(日額)	10,000円	所得税の非課税 範囲内で実費	
苦情対応第三者委員(日額)	10,000円	所得税の非課税 範囲内で実費	

別表3 (日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	20,000円	15,000円	実 費